

外来データ提出加算(要届出) 10月算定開始届は5/19までに提出を 【要注意】届出は福岡の九州厚生局医療課へ

文責：長崎県保険医協会（電話095-825-3892）2023.5.15発行
2022年の診療報酬改定で新設された入院外の患者を対象としたデータ提出加算の届出受付が3月より開始されています。最も早く加算を算定開始（今年10月）するには、5月19日までに「データ提出開始届出書」を厚生局に提出する必要があります（下図参照）。

届出や算定要件等の詳細は協会新聞5月号に同封する「保険診療なんでも情報」及び協会ホームページ（トップの「2022年診療報酬改定」ページ）に掲載していますのでご覧ください。

3つの点数に設定された【データ提出加算】

- ◎生活習慣病管理料の「外来データ提出加算」（50点・月1回）
- ◎在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料の「在宅データ提出加算」（50点・月1回）
- ◎疾患別リハビリテーション料（心大血管疾患、脳血管疾患等、廃用症候群、運動器呼吸器）の「リハビリテーションデータ提出加算」（50点・月1回）

（届出の提出）

九州厚生局ホームページの「特掲診療料の届出一覧」にある整理番号「2-39」外来データ提出加算の様式をダウンロード

URL：<https://onl.tw/kDvKWJV> 又は右記のQRコード



（届出にあたっての注意点）

【九州厚生局への届出の手順】

- ①「別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書」「様式7の10 外来／在宅／リハビリテーションデータ提出開始届出書」を提出
- ②届出は九州厚生局へ
通常の施設基準は長崎県事務所に提出しますが、本加算の届出及び辞退届は九州厚生局医療課に提出します。送付先は下記のとおりです。

〒812-0011福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4階

九州厚生局医療課（電話092-707-1123）表に「データ提出加算開始書」在中と表記

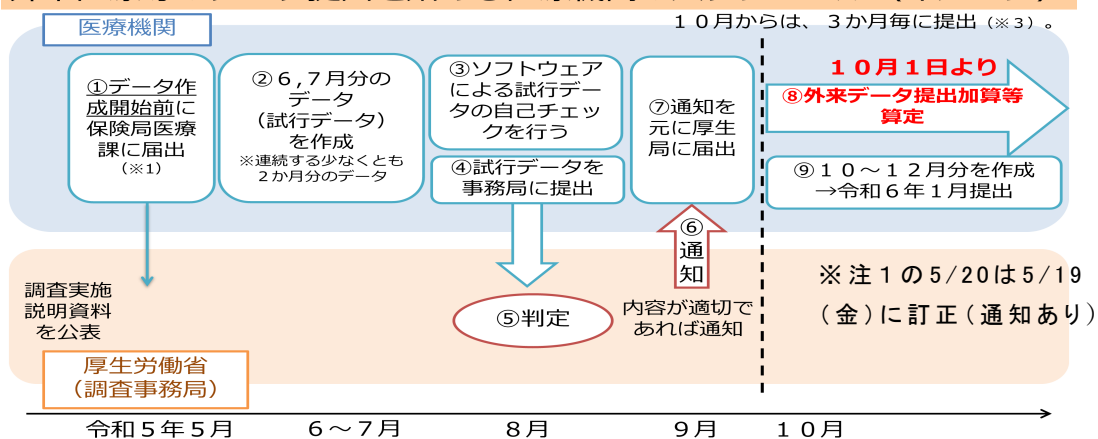
- ③厚労省に試行データ作成・提出後、同省からメール連絡あり
- ④その後、「様式7の11 外来／在宅／リハビリテーションデータ提出加算に係る届出書」を提出【届出の時期等】

届出のほか、診療報酬の請求状況や診療の内容に関するデータを継続して厚労省に提出している必要があります。届出は今回限りではありません。5月のほか8月21日、11月20日、来年の2月20日の届出提出期限が設定されています。

（施設基準）

診療録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていることや、保管・管理の規定が明文化されているなどの施設基準が設けられています。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。